15 動物愛護管理

1 動物愛護管理

動物愛護管理に関する業務は、動物愛護思想の普及や適切な飼育管理の啓発を行い、また、狂犬病の 予防や、動物による危害の防止を目的としています。

「動物愛護管理」、「狂犬病予防」、「畜犬センター」業務に大別することができます。

(1) 動物愛護管理

動物の愛護及び管理に関する法律並びに横浜市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物愛護思想の普及や適切な飼育管理の啓発・指導等を図りました。

なお、改正動物の愛護及び管理に関する法律並びに改正横浜市動物の愛護及び管理に関する条例が平成 18 年 6 月 1 日に施行され、それに伴い、条例で定められていた動物取扱業の届出は、法律で登録を受ける義務が定められました。また、条例で飼養許可が定められていた指定動物は、法律で動物園を含むすべての飼養者に対して、飼養又は保管するために許可を受ける義務が定められ、名称は特定動物と改められました。

ア動物愛護普及啓発事業

動物愛護及び適切な飼育について市民の理解と関心を深めるため、飼い主をはじめ、学校、町内会等において広く市民を対象に、犬・猫のしつけ方教室の開催や啓発リーフレットの配布など普及啓発事業を実施しました。

動物愛護普及啓発事業

	年 度	幼稚園・保育園		学校関係		町内会等		飼い主		その他	
十		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平	成 16 年度	7	69	45	3,491	25	34,244	145	10,527	119	10,084
平	成 17 年度	1	69	59	4,557	14	3,721	176	13,650	56	40,249
平	成 18 年度	6	29	101	3,852	23	1,328	334	11,821	77	9,350

イ 特定動物の飼養又は保管許可

法律で定める「特定動物」を飼養又は保管する場合には、市長の許可が必要です。本市では市内3動物園で合計38種類161頭の特定動物が飼養されているほか、サル2件9頭、ワニ1件1匹、クマ1件2頭、ヘビ2件2匹、カメ3件3匹が飼育されており、飼育施設の定期的な巡回監視を行い、危害発生防止の指導等を行いました。

なお、旧条例で指定動物として定められていたカミツキガメ等は、いわゆる外来生物法で特定外来 生物に指定されたため、今回の法改正を機に特定動物から除外されています。

ウ 動物取扱業の登録

平成 18 年 6 月 1 日から、動物取扱業については条例で定める事業所単位での届出から法律で定める業種単位での登録が義務づけられることになり、飼養施設の確認検査、指導等を実施しました。

なお、旧条例で届出の義務が課せられていた美容業については、今回の法改正で保管業に含まれることになりました。

動物取扱業の届出(平成19年3月31日現在)

I		業種別登録数									
	事業所数	合計	販売	保管	訓練	展示					
	486	652	228	331	22	54	17				

エ 犬による咬傷事故

咬傷事故の届出は 121 件ありました。咬傷犬の内訳は飼い犬 125 頭、野犬等 14 頭で、被害者は成

年 114 人、未成年 27 人でした。

市民には、今後とも犬の習性等の知識普及に努めるとともに、飼い主への犬の適切な飼育管理の指導強化を推進し、犬による危害防止に努めてまいります。

犬による咬傷事故件数

	- r	咬傷犬数			咬傷時の犬の管理状態				
	届出件数 件数	合計	飼い犬	野犬等	合計	係 留 中	運 動 中係留して	放し飼い	その他
平成 16 年度	114	134	116	18	134	19	49	24	42
平成 17 年度	121	150	130	20	150	28	51	30	41
平成 18 年度	121	139	125	14	139	17	62	34	26

		初	坡害者数	Į.		犬検診数			
	_	成	年	未成	年	_	セ福	セ畜	開
	合計	飼い主	その他	飼家い主族	その他	台計	シター健	ンター犬	開業獣医師
平成 16 年度	137	4	102	1	30	109	2	3	104
平成 17 年度	152	6	107	1	38	126	5	2	119
平成 18 年度	141	1	113	2	25	122	-	2	120

オ 犬の苦情等

市民からの苦情、相談等は、横ばい傾向にありますが、依然として「ふん尿による被害」の割合が 大きくなっています。そこで、各区において、飼い主への啓発キャンペーンの実施やモラル向上を訴 えるプレート、チラシ等の配付等を行いました。

また、野犬等や負傷犬の保護・収容頭数は、490頭で、飼えなくなった犬の引取りは155頭でした。

犬の苦情等

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
苦情等	等内容件数(合計)	5,353	6,678	7,090
	野犬等保護	620	565	539
	放し飼い	497	707	536
	ふん尿	1,381	1,806	1,843
内	鳴き声	362	338	337
内訳	身体・器物の被害	206	215	178
	不適切な取扱い・虐待	137	167	86
	登録・注射に関すること	1,270	1,785	2,749
	その他	880	1,095	822
失踪之	ド・保護犬の問合せ	5,928	5,354	4,482
飼育村	目談	3,148	4,126	3,790
飼い	弋引取り頭数 (合計)	182	160	155
内	成犬	177	155	155
内訳	子犬	5	5	-
	指示票	211	265	254
措	通知書	2	1	1
措置件数	勧告	1	-	-
数	措置命令	-	1	-
	その他	4,341	5,350	6,295

カ 猫等の苦情

猫に関する苦情の大部分は、飼い主としての自覚や責務の欠如により、不適切な飼育管理が行われることによるものです。各区では、猫に関する苦情・相談について、個々に対応するとともに、他人に迷惑を及ぼさないよう「猫の正しい飼い方」の周知徹底を図りました。

また、飼えなくなった猫、飼い主不明猫の引取り及び負傷した飼い主のわからない猫や小動物の治療を実施しました。

猫等の苦情

				平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
苦情等受付件数(合計)			5,140	5,427	5,386	
	飼	۱١	猫	538	519	685
内	飼い	主 不 明	猫	3,421	3,831	3,580
訳	餇	育 動	物	108	119	118
	飼い	主不明動	物	1,073	958	1,003
苦	情等内容	8件数(合計))	6,520	7,167	7,245
	١S١	Ь	尿	1,825	2,039	2,162
	臭気	ī · 羽	毛	260	514	640
内	鳴	き	声	115	226	231
	身 体	・器物の剤	皮 害	544	522	541
訳	不適切	『な取扱い・ 属	≦待	144	105	130
	収容Ⅰ	こ関するホ	目談	2,691	2,581	2,560
	そ	の	他	941	1,180	981
	飼	育相談		1,344	1,742	1,312
	指	示	票	9	7	18
措	通	知	書	-	-	-
措置件数	勧		告	-	-	-
数	措	置命	令	-	-	-
	そ	の	他	5,203	5,515	5,591

猫の引取り件数

年度	合計	飼い猫	飼い主	負傷の	描・小動物							
十一反		ᅜᄞᅜᆝᅁ田	不明猫	重傷の猫等	中軽傷の猫等							
平成 16 年度	3,071	266	2,428	331	46							
平成 17 年度	3,010	186	2,473	322	29							
平成 18 年度	2,774	158	2,272	314	30							

キ 猫・犬の不妊去勢手術推進事業

猫、犬 2,000 頭を対象として、1 頭当たり 5,000 円 (市 3,000 円, 獣医師会 2,000 円)を助成することによる不妊去勢手術の奨励を実施しました。その結果、猫 1,648 頭(オス 549 頭、メス 1,099 頭) 犬 352 頭 (オス 167 頭、メス 185 頭)の不妊去勢手術が行われました。

2 狂犬病予防

日本国内では昭和32年以来狂犬病が発生していませんが、海外では先進国を含む多くの国で狂犬病が流行しており、いつでも狂犬病が国内に侵入する可能性があることは否定できず、引き続き狂犬病に注意を払う必要があります。

狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主は登録と年1回の狂犬病予防注射を行うことが義務付けられています。本市では、飼い主に対して「狂犬病予防注射のお知らせ」を送付し、飼い主の意識向上を図るとともに、市民の利便性を考慮し、定期集合注射会場を299か所設けました。

また、登録等推進策として、(社)横浜市獣医師会に委託し「登録等推進事業」を実施しています。

狂犬病予防事業実績

			登録日	申請数			名 定	注射	済票交付数	ζ
	(年度末)	合計	鑑札交付数	減免措置数	無償交付数	鑑札再交付数	予防注射実施数定期集合狂犬病	合計	済票交付数	減免措置数
平成 16 年度	140,810	16,382	15,743	-	639	597	44,317	114,570	114,554	16
平成 17 年度	146,464	15,865	15,080	2	783	575	43,273	118,336	118,320	16
平成 18 年度	148,072	16,521	15,704	1	816	681	42,307	123,512	123,492	20

3 畜犬センター

(1) 所在地

横浜市中区かもめ町 31 番地

(2) 沿革

昭和 25 年 8 月狂犬病予防法の施行に伴い、昭和 27 年に化製業者の所有する敷地・建物を借用し犬抑留所・磯子犬抑留所として発足した後、昭和 44 年 1 月 20 日に本市の施設として当所を設立しました。

(3) 施設

敷 地 1,680 m²

本 館 207 ㎡ (事務室・手術室・検査室・技術員室・その他)

犬 舎 272.4 m²(成犬・子犬収容室7・咬傷犬収容室9・飼料倉庫・飼料調整室・その他)

屋外子犬犬舎 11.7 m²

処分室 125.5 m²

その他 92.6 ㎡ (車庫・洗車場・女子更衣室)

(4) 職員数

16 名

(5) 業務内容

ア 狂犬病予防法、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例並びに畜犬センター条例に基づく犬の引き 取り、収容、返還、処分

- イ 狂犬病の鑑定
- ウ 犬の適正飼育指導及び動物愛護普及啓発
- エ 子犬・成犬の不妊・去勢手術及び譲渡
- オ 狂犬病の予防接種
- カ 犬についての衛生上の試験、検査、研究及び調査

(6) 業務報告

ア 犬の保護収容

イ 犬の飼育用譲渡

飼えなくなった犬の引き取り頭数は 155 頭で、年々減少の傾向にあります。一方で、新たに犬を飼いたいという市民の要望に応えるため、犬の譲渡を行っています。

この制度が発足した昭和 45 年以来、18 年度までに譲渡された子犬の総計は 7,612 頭にのぼり、現在でも希望者が多いですが、収容される子犬が極端に少ないため、子犬の譲渡はほとんど行われていません。

ほとんどが成犬ですが比較的人になれやすく、おとなしい健康な犬について、ある程度のしつけと 不妊・去勢手術等を施し、実費で希望者に譲渡しています。

ウ 犬の適正飼育の普及啓発

しつけを施したモデル犬を用いて、新たに犬の譲渡が決定した飼い主を対象に、犬の正しいしつけ 方等についての模範演技や健康管理等についての講習会を行っています。

工 狂犬病予防注射

保護収容された犬の返還時に飼い主の申請により、98頭に接種しました。

才 返還頭数

保護収容された犬は、645 頭で昨年より 33 頭増加しています。そのうち、260 頭が飼い主のもとへ 返還されました。

業務実績

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
保護・収容総数		675	612	645
	野犬等	60	51	60
	飼い主不明犬	425	392	423
	飼えなくなった犬	182	160	155
	負傷疾病犬	8	9	7
返還数		249	240	260
返還率		50.5%	53.1%	53.1%
譲渡数		86	79	114
	子犬	21	21	15
	成犬	65	58	99
不妊・	オス	34	29	36
去勢手術	メス	33	24	30
安楽死処分数	-	300	270	234
狂犬病予防注射	†	99	97	98
咬傷犬鑑定収容	数	6	5	6
犬のしつけ方の	普及啓発回数	116	110	152
*返還率=返還	数/(保護・収容総数 - 飼えなく	(なった犬)		